

令和4年(2022年)3月11日

保護者 各位

北海道音更高等学校長 三 上 拓 志

成人年齢の引き下げに係る北海道立高等学校則の改正についてのお知らせ

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ますますのご健勝のこととお喜び申し上げます。また、本校の教育活動に日頃よりご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)の施行に伴い成年年齢が引き下げられることから、成年年齢に達した生徒に係る在学中の手続及び授業料等の債務に関する規定の改正及びその他所要の改正を行うため、令和4年(2022年)4月1日より北海道立高等学校則等の一部を改正する教育委員会規則が施行されることとなりました。

なお、上記民法の一部を改正する法律の施行前に行った保護者及び保証人の誓約は、施行後に生徒が成年年齢に達した場合においても有効になります。従って、入学時に記入いただいた誓約書(次項に記載)も在学期間中は有効であることをお知らせいたします。また、上記の旨を署名いただいた保証人にもご周知のほどお願い申し上げます。

担当者：細川 大雅  
連絡先：0155-44-2201

# 誓 約 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

北海道音更高等学校長 様

現住所 河東郡音更町駒場西1番地

(生徒署名) 音更 太郎

私は、北海道音更高等学校の生徒としての本分に反しないことをここに誓います。

保護者

現住所 河東郡音更町駒場西1番地

生徒との関係 父

職 業 会社員

(署名) 音更 一朗

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

保証人

現住所 河東郡音更町駒場西2番地

生徒との関係 叔母

職 業 会社員

連絡先 0155-44-2201

(署名) 北海 道子

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

上記本人に係る一切の責任を引き受けます。